

ビュー・ポートくれ機能維持・向上事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 ビュー・ポートくれ（以下「本施設」という。）の売却に当たり、民間の活力により、ホテル経営の持続性の向上及び施設の機能維持・向上を図り、本施設を引き続き地域の特性に応じた宿泊施設として活用することで滞在型観光を一層推進するため、本施設を取得し、宿泊施設として改修等を行う者に対し、本施設の改修等に要する経費について、予算の範囲内でビュー・ポートくれ機能維持・向上事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、呉市補助金等交付規則（昭和63年呉市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する営業を除く。）に供する施設をいう。
- (2) 改修等 本施設の増築、改築、改装、改修、修繕等を行うことをいう。
- (3) 着工 改修等に係る工事又は設備等の導入に着手することをいう。
- (4) 操業 改修等を行った本施設（以下「当該宿泊施設」という。）の全部を供用することをいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、ビュー・ポートくれ売却等優先交渉権者決定に係る公募型プロポーザルにより選定された者であって、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第5条第2項の規定により補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）に関する計画（以下「事業計画」という。）の認定を受けた者であること。
- (2) 本施設の引き渡し後1年以内に着工するとともに、着工の日から原則として3年を経過する日までに操業を開始するものであること。
- (3) 操業を開始した日から、宿泊施設として10年以上運営するものであること。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第1号、第2号又は第3号に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等に該当しないこと。
- (6) 呉市入札参加資格者指名停止要綱（平成9年4月1日実施）の規定に基づく指名停止の措置又は指名停止に至らない事由に関する措置を受けていないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

補助対象経費	本施設の改修等に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）の内、本施設の機能維持・向上に資するもの（客室の増室、空調設備の改修、外壁改修工事等）に限る。 ただし、家具、備品及び消耗品の購入等に要する経費、本施設の存する土地に係る所有権、賃借権又は地上権等の取得に要する経費並びに当該宿泊施設に係る機械又は装置等の賃貸借契約に基づく支払に要する経費は、補助対象経費に含めない。
補助金の額	補助対象経費に100分の50を乗じて得た額で、6億円を上限とした額

（事業計画の認定等）

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者は、事業計画について、ビュー・ポートくれ機能維持・向上事業補助金事業計画認定申請書（第1号様式）及び当該事業計画の詳細を記した書類（以下「事業計画認定申請書等」という。）を原則として着工する日の30日前までに提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する事業計画認定申請書等の提出があったときは、事業計画の認定又は不認定を決定し、当該申請を行った事業者に対し書面により通知するものとする。

3 補助金の交付を受けようとする事業者は、着工より前に前項の規定による認定を受けるものとする。

4 市長は、第2項の認定に当たり、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、必要な条件を付すものとする。

5 第2項の認定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）が、事業計画を変更しようとするときは、ビュー・ポートくれ機能維持・向上事業補助金事業計画変更承認申請書（第2号様式）に当該変更の詳細を記した書類を添えて市長に提出し、承認を受けるものとする。ただし、次に掲げる軽微な変更（補助金の交付の目的及び条件に反しない計画の変更に限る。）については、この限りでない。

(1) 次の全てに該当する変更

ア 次条第1項に規定する通知後に変更するもの

イ 補助対象経費が20パーセント以下の増減となるもの

ウ 補助事業の操業開始予定日が市の会計年度の変更を伴わないもの

(2) その他軽微な変更

6 補助事業者は、事業計画を廃止しようとするときは、あらかじめ、ビュー・ポートくれ機能維持・向上事業補助金事業計画廃止承認申請書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

7 補助事業者は、前項の規定による提出を行った日以後においては、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による事業計画認定申請書等を提出することはできないものとする。

（交付申請の上限額）

第6条 市長は、前条第2項の規定による事業計画の認定の通知をしたときは、当該通知をした日の属する市の会計年度の末日までに、第12条第1項の規定による交付申請の上限額を書面により補助事業者に通知するものとする。

2 第12条第1項の規定による交付申請の上限額は、第4条の規定により算出した補助金額とする。

(着工届等の提出)

第7条 補助事業者は、着工をしたときは、着工をした日から起算して10日以内に工事着工届出書(第4号様式)を市長に提出するものとする。

2 補助事業者は、当該宿泊施設の操業を開始したときは、操業を開始した日から起算して10日を経過した日又は操業を開始した日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに操業開始報告書(第5号様式)を市長に提出するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、市長は、補助事業者に対し、補助対象事業の遂行の状況について調査をし、又は報告を求めることができるものとする。

(地位の承継)

第8条 補助事業者の地位は、合併、分割、事業の譲渡その他の特別な事由がある場合に限り承継することができるものとする。

2 前項の規定により補助事業者の地位を承継しようとする者は、地位承継承認申請書(第6号様式)及び市長が必要と認める書類を提出し、市長の承認を受けるものとする。この場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、必要な条件を付すものとする。

3 第1項の規定により補助事業者の地位を承継する者は、規則及びこの要綱に係る一切の権利及び義務を引き継ぐものとする。

(指示及び検査)

第9条 市長は、補助事業者に対し、必要な指示又は書類等の検査を行うことができる。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、事業計画が予定の期間内に完了しない場合又は事業計画の遂行が困難となった場合は、書面により速やかに市長に報告するものとする。

(事業計画の認定の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助事業者に係る事業計画の認定を取り消すことができる。

(1) 第3条第2号から第6号までのいずれかに該当しないこととなったとき。

(2) 第5条第3項及び第5項の規定に違反したとき。

(3) 第5条第4項及び第8条第2項後段の規定により市長が付した条件に違反したとき。

(4) 第9条の規定による市長の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。

(5) 偽りその他不正の手段により第5条第2項の認定を受けたとき。

(6) その他法令又は規則若しくはこの要綱に違反したとき。

2 補助事業者は、市長が前項の規定により認定の取消しを行った場合、第5条第1項の規定にかかわらず、同項の事業計画認定申請書等を提出することはできないものとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第12条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、ビュー・ポートくれ機能維持・向上事業補助金交付申請書及び補助事業実績報告書(第7号様式)に、改修等に要した費用が分かる書類を添えて市長に申請するものとする。

2 前項の規定による申請は、操業を開始した日から起算して30日を経過した日又は操業を開始した日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに行うものとする。

(補助金の交付の決定等)

第13条 市長は、前条第1項に規定する申請書等の提出があった場合において適当と認めるときは、補助金の交付の決定及び補助金の額の確定を行い、当該申請を行った補助事業者に対し、書面により通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、必要な条件を付すものとする。

(申請の取下げ)

第14条 前条第1項の規定による補助金の交付の決定及び補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同項の規定による補助金の交付の決定及び補助金額の確定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を市長に提出するものとする。

(補助金の交付の請求等)

第15条 第13条第1項の規定による補助金の交付の決定及び補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、ビュー・ポートくれ機能維持・向上事業補助金請求書(第8号様式)により、補助金の交付を請求することができるものとする。

2 市長は、前項に規定するビュー・ポートくれ機能維持・向上事業補助金請求書の提出があった場合において適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、第13条第1項の規定による補助金の交付の決定及び補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 第8条第2項後段及び第13条第2項の規定により市長が付した条件に違反したとき。
- (2) 第9条の規定による市長の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
- (3) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付等を申請したとき。
- (4) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付決定等を受けたとき。
- (5) 補助金の交付決定等の内容に違反したとき。
- (6) 補助対象事業により操業開始した施設を操業開始日から10年を経過する日までの間に休止し、又は廃止したとき。
- (7) その他法令又は規則若しくはこの要綱に違反したとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定の全部を取り消した場合は、補助金に係る第5

条第2項の規定による認定を取り消したものとみなす。

(補助金の返還)

第17条 前条第1項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合は、市長は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(営業の休止及び廃止)

第18条 補助金の交付を受けた者(第8条第1項の規定により補助事業者の地位を承継した者を含む。以下「補助金受給者」という。)が、操業を開始した日から10年以内に、当該宿泊施設の営業の全部又は一部を休止し、又は廃止するときは、あらかじめ、営業休止・廃止承認申請書(第9号様式)を市長に提出し、市長の承認を受けるものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、必要な条件を付すものとする。

2 市長は、前項の承認をしたときは、期限を定めて、補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

3 第1項の規定による申請がない場合であっても、当該宿泊施設の営業の全部又は一部を休止し、又は廃止している状態にあり、補助金の全部又は一部を返還させる必要があると認められるときは、市長は、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(財産の処分の制限)

第19条 補助金受給者は、規則第21条ただし書の規定により市長の承認を得ようとするときは、あらかじめ、財産処分承認申請書(第10号様式)を市長に提出するものとする。ただし、補助金受給者が補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産」という。)の機能の維持、回復又は強化を図るための改造を行う場合その他これらに準ずる場合は、この限りでない。

2 市長は、前項に規定する承認に当たり、必要があると認めるときは、必要な条件を付すものとする。

3 第1項に規定する承認を受けた補助金受給者は、取得財産を処分した後、14日以内に財産処分報告書(第11号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、取得財産の処分が完了したことを報告するものとする。

(1) 取得財産の処分の内容を証する書類の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

4 市長は、前項の規定による報告を受けて、補助金の全部又は一部を返還させる必要があると認めるときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

5 市長は、補助金受給者が取得財産の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができるものとする。

(調査及び報告)

第20条 補助金受給者は、操業を開始した日から10年間は、各年度の会計年度の末日までに営業状況報告書(第12号様式)により営業状況を報告するものとする。

2 補助金受給者は、第8条、第11条第1項各号及び第16条第1項各号に該当するに至ったときは、速やかに書面により市長にその旨を報告するものとする。

3 補助金受給者は、補助対象事業の遂行に当たり、業務委託先の変更その他の旅館業を営むに当たり重要な変更が生じるときは、あらかじめ、書面により市長にその旨を報告するものとする。

(補助金の経理等)

第21条 補助金受給者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を操業を開始した日の属する会計年度の終了後10年間保存するものとする。

(財産の管理)

第22条 補助金受給者は、取得財産に係る台帳を備え、その保管状況を明らかにするとともに、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は産業部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。